【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【四半期会計期間】	第131期第２四半期（自 平成24年７月１日 至 平成24年９月30日）
【会社名】	日本冶金工業株式会社
【英訳名】	Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　杉 森 一 太
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目５番８号
【電話番号】	(０３)３２７２－１５１１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長　久保田 尚 志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目５番８号
【電話番号】	(０３)３２７３－３６１３（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長　久保田 尚 志
【縦覧に供する場所】	日本冶金工業株式会社大阪支店 （大阪市中央区高麗橋四丁目１番１号） 日本冶金工業株式会社名古屋支店 （名古屋市中区栄二丁目３番６号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第130期 第２四半期連結 累計期間	第131期 第２四半期連結 累計期間	第130期
会計期間	自平成23年 ４月１日 至平成23年 ９月30日	自平成24年 ４月１日 至平成24年 ９月30日	自平成23年 ４月１日 至平成24年 ３月31日
売上高（百万円）	69,203	52,769	134,860
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	2,057	△4,019	1,355
四半期（当期）純利益又は四半期純損失（△）（百万円）	1,691	△4,838	839
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	1,445	△5,622	1,100
純資産額（百万円）	38,174	32,099	37,829
総資産額（百万円）	150,198	139,500	149,869
１株当たり四半期（当期）純利益又は１株当たり四半期純損失金額（△）（円）	13.12	△31.27	5.92
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	―	―	―
自己資本比率（%）	25.4	23.0	25.2
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△720	754	8,542
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,238	△2,823	△3,612
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	4,010	△1,800	3,437
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	8,717	11,214	15,081

回次	第130期 第２四半期連結 会計期間	第131期 第２四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 ７月１日 至平成23年 ９月30日	自平成24年 ７月１日 至平成24年 ９月30日
１株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△0.08	△21.27

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．第130期第２四半期連結累計期間及び第130期における潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第131期第２四半期連結累計期間における潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額につきましては、１株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）業績の状況

当第２四半期連結累計期間におけるステンレス特殊鋼業界は、海外市場においては欧州の景気悪化が新興国経済にも深刻な影響を及ぼし、なかでもこれまで世界経済を牽引してきた中国の景気減速が鮮明となる展開となりました。また、国内市場においても打ち続く円高が国内の経済活動にも影を落とす流れとなるなど、期を通じて需要は低調のまま推移しました。

また、ＬＭＥニッケル相場は７月初旬から＄７／lb台前半を推移する動きとなる中、８月中旬の＄６／lb台後半を底にして、９月末にかけて＄８／lb台半ばまで反転上昇する動きとなりました。一方、為替相場は期を通じて70円後半の円高水準が続き、輸出製品の収益性は厳しいものとなりました。

このような経営環境の中、高機能材部門の海外需要確保に向け、現地法人設立などの施策を実施してまりましたが、世界的な景気減速や中国の成長鈍化などから売上数量は高機能材、一般材とも前年同期比約11％の減少を余儀なくされました。

この結果、平成25年３月期第２四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は52,769百万円（前年同期比23.7％の減収）となり、営業利益は△3,296百万円（前年同期比6,114百万円減）、経常利益は△4,019百万円（前年同期比6,076百万円減）となりました。また、四半期純利益は、設備集約による事業構造改善費用や投資有価証券評価損等の特別損失の計上により、△4,838百万円（前年同期比6,529百万円減）となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主として売上債権の減少等により754百万円の収入（前年同四半期比 1,474百万円の収入の増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主として有形及び無形固定資産の取得による支出を含め、2,823百万円の支出（前年同四半期比 1,585百万円の支出の増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、主として長期借入金の返済等により 1,800百万円の支出（前年同四半期比 5,810百万円の支出の増加）となりました。

この結果、当第２四半期連結累計期間における現金及び現金同等物残高は、換算差額を含めて 11,214百万円となり、前年同四半期比 2,497百万円増加いたしました。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループでは平成23年５月に平成26年3月期を最終年度とする３ヵ年の中期経営計画『変革2011』を策定しておりますが、ステンレス特殊鋼業界の厳しい事業環境を踏まえ、「総コスト削減計画」を追加策定いたしました。

（総コスト削減計画の概要）

１．骨子

直面する厳しい市場環境下、販売製品の構成を見直し、固定費を含めた総コストを削減（効果53億円/年換算）することにより平成25年度の経常黒字化を実現する。

２．主な施策

（１） 販売製品構成の見直し

① 汎用ステンレス分野において、製品・市場毎にその収益性、市場将来性を検討し、採算性を重視した取り組み方針を明確にする。

② 高機能材分野に経営資源をより集中させることにより、収益性の改善、安定収益の実現を図る。

（２） 生産総量に見合った総固定費の削減
① 生産集約等による減価償却費等の削減
② 総人件費の削減
（３） 高機能材のコストダウン等
① 高機能材の汎用ルート化の拡大
② 自社製錬フェロニッケル効果拡大
③ その他

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

〔株式会社の支配に関する基本方針〕

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ．社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ．自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、及び「Ⅲ．当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念及び企業ビジョン、並びに当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、平成23年５月に、平成25年度（2013年度）を最終年度とする「中期経営計画『変革2011』」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

また、本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレートガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示及びコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の概要は以下のとおりですが、内容の詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_110516.pdf）をご参照下さい。

① 大規模買付ルールの設定

（ア）対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、（ｉ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、（ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

（イ）大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

（ウ）大規模買付情報の提供

上記（イ）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（エ）にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

（エ）取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

（ア）対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、（ⅰ）対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または（ⅱ）特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

（イ）対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

（ア）特別委員会の設置及び諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

（イ）本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成23年６月28日開催の当社第129期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

（ウ）対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

（エ）本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成26年６月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、（ⅰ）当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、（ⅱ）当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、（ⅲ）平成23年６月28日開催の当社第129期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

Ⅳ．上記（Ⅱ）の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記（Ⅱ）の取組みを実施しております。上記（Ⅱ）の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記（Ⅱ）の取組みは、上記（Ⅰ）の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがいまして、上記（Ⅱ）の取組みは上記（Ⅰ）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

Ⅴ．上記（Ⅲ）の取組みについての取締役会の判断

上記（Ⅲ）の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記（Ⅰ）の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記（Ⅲ）の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記（Ⅲ）の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記（Ⅲ）の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記（Ⅲ）の取組みは上記（Ⅰ）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（４）研究開発活動

当第２四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、231百万円であります。

なお、当第２四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	558,000,000
計	558,000,000

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（平成24年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成24年11月14日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	154,973,338	154,973,338	東京証券取引所市場第一部	単元株式数500株
計	154,973,338	154,973,338	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成24年７月１日～平成24年９月30日	―	154,973	―	24,301	―	9,542

（６）【大株主の状況】

平成24年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目８番１１号	11,022	7.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目１１番３号	3,968	2.57
株式会社みずほコーポレート銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号（東京都中央区晴海一丁目８番１２号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＺ棟）	3,115	2.01
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA（東京都品川区東品川二丁目３番１４号シティグループセンター）	2,997	1.94
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	2,117	1.37
日本冶金協力会社持株会	東京都中央区京橋一丁目５番８号	1,968	1.27
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号（東京都港区浜松町二丁目１１番３号）	1,775	1.15
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番１０号	1,714	1.11
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番	1,658	1.07
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目８番１２号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＺ棟	1,652	1.07
計	―	31,989	20.68

（注）１．発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式（277,690株）を控除して計算しております。

２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、及び資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、全て信託業務に係る株式数であります。

３．以下の変更報告書並びに大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として上記四半期末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・三井住友信託銀行株式会社他の連名による変更報告書
（平成24年８月31日現在の株式等保有割合2.74%）

・株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行他の連名による変更報告書
（平成24年９月10日現在の株式等保有割合4.58%）

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成24年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　277,500	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　154,408,000	308,816	―
単元未満株式	普通株式　287,838	―	―
発行済株式総数	154,973,338	―	―
総株主の議決権	―	308,816	―

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。なお、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

②【自己株式等】

平成24年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
当社	東京都中央区京橋一丁目５番８号	277,500	―	277,500	0.18
計	―	277,500	―	277,500	0.18

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間（平成24年７月１日から平成24年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成24年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成24年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,130	11,259
受取手形及び売掛金	※3 23,829	※3 17,894
商品及び製品	6,307	6,316
仕掛品	14,188	15,342
原材料及び貯蔵品	8,586	7,382
その他	1,059	943
貸倒引当金	△638	△583
流動資産合計	68,461	58,554
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	13,492	13,373
機械装置及び運搬具（純額）	19,727	21,168
土地	39,027	39,291
その他（純額）	2,312	1,835
有形固定資産合計	74,558	75,667
無形固定資産	1,241	1,081
投資その他の資産		
投資有価証券	4,811	3,431
その他	850	824
貸倒引当金	△52	△57
投資その他の資産合計	5,609	4,198
固定資産合計	81,408	80,946
資産合計	149,869	139,500
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 20,702	※3 18,226
短期借入金	30,430	30,822
1年内返済予定の長期借入金	12,187	10,965
賞与引当金	796	801
その他	※3 5,880	※3 5,728
流動負債合計	69,995	66,542
固定負債		
長期借入金	21,104	19,806
退職給付引当金	9,295	9,315
環境対策引当金	65	65
その他	11,582	11,673
固定負債合計	42,046	40,859
負債合計	112,040	107,401

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成24年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成24年９月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,301	24,301
資本剰余金	9,542	9,542
利益剰余金	1,688	△3,261
自己株式	△132	△132
株主資本合計	35,399	30,451
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	620	△126
繰延ヘッジ損益	△2	1
土地再評価差額金	1,832	1,832
為替換算調整勘定	△47	△85
その他の包括利益累計額合計	2,402	1,621
少数株主持分	28	27
純資産合計	37,829	32,099
負債純資産合計	149,869	139,500

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)
売上高	69,203	52,769
売上原価	61,215	50,982
売上総利益	7,988	1,787
販売費及び一般管理費	※1 5,170	※1 5,083
営業利益又は営業損失（△）	2,818	△3,296
営業外収益		
受取配当金	84	73
固定資産賃貸料	19	64
その他	76	81
営業外収益合計	178	218
営業外費用		
支払利息	569	578
その他	370	363
営業外費用合計	939	941
経常利益又は経常損失（△）	2,057	△4,019
特別利益		
固定資産売却益	6	1
受取補償金	―	5
その他	0	0
特別利益合計	7	7
特別損失		
投資有価証券評価損	216	115
事業構造改善費用	―	※2, ※3 601
その他	87	※2 33
特別損失合計	303	750
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	1,761	△4,762
法人税等	69	79
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	1,692	△4,840
少数株主利益又は少数株主損失（△）	1	△3
四半期純利益又は四半期純損失（△）	1,691	△4,838

【四半期連結包括利益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	1,692	△4,840
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△196	△746
繰延ヘッジ損益	0	3
為替換算調整勘定	△51	△38
その他の包括利益合計	△248	△781
四半期包括利益	1,445	△5,622
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,445	△5,619
少数株主に係る四半期包括利益	△0	△3

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	1,761	△4,762
減価償却費	2,467	2,246
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△104	21
受取利息及び受取配当金	△84	△74
支払利息	569	578
投資有価証券評価損益（△は益）	216	115
売上債権の増減額（△は増加）	620	5,960
たな卸資産の増減額（△は増加）	△3,413	41
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,456	△2,494
その他	78	△349
小計	△347	1,282
利息及び配当金の受取額	84	74
利息の支払額	△569	△547
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	111	△55
営業活動によるキャッシュ・フロー	△720	754
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△1,438	△2,845
その他	200	22
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,238	△2,823
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	2,026	445
長期借入れによる収入	1,908	3,580
長期借入金の返済による支出	△3,692	△6,126
割賦未払金の増加による収入	―	710
株式の発行による収入	4,082	―
その他	△313	△410
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,010	△1,800
現金及び現金同等物に係る換算差額	△59	△47
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,993	△3,917
現金及び現金同等物の期首残高	6,724	15,081
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	―	50
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 8,717	※ 11,214

【会計方針の変更等】

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第１四半期連結会計期間より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

1　保証債務

従業員の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 （平成24年３月31日）		当第２四半期連結会計期間 （平成24年９月30日）	
従業員（住宅資金借入債務）	64百万円	従業員（住宅資金借入債務）	54百万円

2　受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 （平成24年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成24年９月30日）
受取手形割引高	1,970百万円	2,432百万円
受取手形裏書譲渡高	357	413

※３　四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 （平成24年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成24年９月30日）
受取手形	652百万円	328百万円
支払手形	2,505	2,651
設備関係支払手形	203	166

（四半期連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
給料賞与等	1,312百万円	1,325百万円
運送費及び保管料	1,064	995
賞与引当金繰入額	228	221
退職給付費用	122	117

※２　減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 （百万円）
神奈川県 川崎市	遊休資産	機械装置及び運搬具、 建物及び構築物等	601
千葉県 勝浦市	遊休資産	土地	10

当社グループは減損損失を把握するにあたって、事業用資産については各事業単位、遊休資産については個別物件単位で、それぞれグルーピングしております。

神奈川県川崎市の対象資産については、平成24年10月30日に公表した「総コスト削減計画」の一環として行った設備の集約化に伴い遊休状態となったため、それぞれの帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。これによる減損損失額（601百万円）は、特別損失の「事業構造改善費用」に含めて計上しております。

千葉県勝浦市の遊休資産については、地価下落等に伴い回収可能価額が低下したものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。これによる減損損失額（10百万円）は、特別損失の「その他」に含めて計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額については正味売却価額により測定しており、神奈川県川崎市の遊休資産については、正味売却額を零として評価し、千葉県勝浦市の遊休資産については、固定資産税評価額に合理的な調整を加え算定しております。

※３ 事業構造改善費用

当社川崎製造所の収益性改善に係る費用であります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
現金及び預金勘定	8,756百万円	11,259百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△49	△55
取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）	10	10
現金及び現金同等物	8,717	11,214

（株主資本等関係）

Ⅰ 前第２四半期連結累計期間（自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）

当社は平成23年９月13日を払込期日とする公募による新株式発行により、発行済株式総数が27,000,000株、資本金が1,786百万円、資本準備金が1,786百万円増加しております。

また、平成23年９月27日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式総数が4,000,000株、資本金が265百万円、資本準備金が265百万円増加しております。

これらの結果、当第２四半期連結会計期間において、資本金が2,050百万円、資本準備金が2,050百万円増加し、当第２四半期連結会計期間末において資本金は24,301百万円、資本準備金は9,542百万円となっております。

Ⅱ 当第２四半期連結累計期間（自平成24年４月１日 至平成24年９月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ 前第２四半期連結累計期間（自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ 当第２四半期連結累計期間（自平成24年４月１日 至平成24年９月30日）

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当社グループの行っているデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）
１株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（△）	13円12銭	△31円27銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（百万円）	1,691	△4,838
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（百万円）	1,691	△4,838
普通株式の期中平均株式数（千株）	128,865	154,696

（注）　前第２四半期連結累計期間における潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第２四半期連結累計期間における潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額につきましては、１株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　本間 英雄　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　久具 壽男　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　三井 智宇　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成24年７月１日から平成24年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成24年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。